

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者の概要

法人名称 医療法人和香会
所在地 倉敷市東塚 5 丁目 4 番 16 号
電話番号 086-455-5111
代表者 理事長 江澤 和彦

2 事業所の概要

事業所名称 倉敷市福田高齢者支援センター
所在地 倉敷市東塚 5 丁目 4 番 50 号
電話番号 086-455-5132
管理者 丹地 操代

3 事業の目的

倉敷市福田高齢者支援センター(以下「センター」という。)の従業者が要支援状態にある高齢者等(以下「ご利用者さま」という。)に対し、適正な指定介護予防支援または、介護保険法に基づく第一号介護予防支援事業を提供することを目的とします。

4 運営方針

- (1) センターの従業者等は、ご利用者さまの心身の特性を踏まえて、そのご利用者さまが可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、ご利用者さまの心身の状況やその環境に応じて、ご利用者さまの選択に基づき、ご利用者さまの自立に向けて設定された目標を達成する為に、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 事業の提供に当たっては、ご利用者さまの意思及び人格を尊重し、常にご利用者さまの立場に立って、特定の種類または特定の介護予防サービス事業者、若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。また、介護予防サービス計画の作成にあたって、ご利用者さまから担当職員に対して、複数の介護予防サービス事業者等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画原案に位置付けられた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき、十分説明を行います。
- (4) 事業の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者さま、またはそのご家族さまに対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (5) 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の介護予防支援事業所、介護保険施設、指定特定支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

5 職員の職種、員数

センターに勤務する職種、員数

管理者(常勤、兼務)	1 名	保健師等	1 名以上
主任介護支援専門員	1 名以上	社会福祉士	1 名以上
介護支援専門員	1 名以上		

6 介護予防支援の内容及び留意事項

- ① 介護予防サービス計画及び介護予防ケアプランの作成
- ② 介護予防サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 利用者さまの状況把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要支援認定申請に対する協力、援助
- ⑦ 相談業務

- ・ 入院される場合は、当センター名と担当者の氏名及び連絡先を入院先の医療機関へお伝えください。
- ・ 医療系サービスを利用される場合は、事業所は主治医等に意見を求め、その医師に対して介護予防サービス計画書の交付を行います。
- ・ 担当職員が利用者さまの状況把握のために居宅を訪問する頻度は、概ね 3 ヶ月に 1 回です。ただし、利用者さまから依頼があった場合や、介護予防支援等の提供において、必要な場合はその都度ご自宅を訪問します。
- ・ 居宅を訪問しない時は特段の事情がない限り、通所サービス事業所を訪問しての面接や電話を通して連絡を行い、状況確認を行います。

7 営業日及び営業時間

営 業 日 月曜～土曜日 但し、日・祝日及び年末年始(12/30～1/3)を除く。
営業時間 8:30～17:30 但し、電話連絡はできます。

8 サービス利用料及び利用負担

- (1) 介護予防支援については、ご利用者さまの負担はありません。
- (2) 通常のサービス提供地域以外の要請があったときも、ご利用者さまの負担はありません。

9 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、倉敷市福田圏域(第一福田、第二福田、第三福田小学校区)

10 秘密の保持

- (1) センターの従業者は、業務上知り得たご利用者さまおよびそのご家族さまに関する秘密及び個人情報については、正当な理由がある場合を除いては、第三者に漏らしません。また退職後も同様とします。
- (2) センターは、あらかじめ文書で同意を得ない限り、ご利用者さま、またはそのご家族さまの個人情報を利用しません。

11 業務の委託

利用者の同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。委託する場合は、サービスに関する問い合わせや連絡は、委託先の担当職員が窓口になります。

12 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
責任者 (管理者) 丹地 操代
- (2) 虐待を防止するための担当職員に対する研修を実施します。
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備しています。
- (4) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

13 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむをえない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

14 事業継続計画

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

15 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を作成します。また、研修及び訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

16 事故発生時の対応

- (1) センターは、ご利用者さま、またはそのご家族さまに対する介護予防支援の提供により、事故等が発生した場合は、速やかにご利用者さま、またはそのご家族さまおよび市町村の関係窓口にご連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) センターは、前項の事故の状況、および事故に際してとった処置について記録致しております。
- (3) センターは、ご利用者さまの生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、自らの責に帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

17 苦情処理

センターは、ご利用者さま、またはそのご家族さまからの相談・苦情に対応する窓口を設置し、申立ておよび相談に迅速かつ誠実に対応します。またご利用者さま、またはそのご家族さまが申立て等を行ったことを理由として、何らかの不当な取扱いをすることはありません。

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用者さま相談コーナー	電話番号	086-455-5132
	責任者	丹地 操代（管理者）
	対応時間	月曜日～土曜日 8:30～17:30(土・日・祝を除く)

- 公的機関においても、苦情相談等が出来ます。

倉敷市介護保険課	所在地	倉敷市西中新田 640 番地
	電話番号	086-426-3343
	対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15(土・日、祝を除く)

岡山県国民健康保険団体連合会(国保連)

	所在地	岡山市北区桑田町 17 番 5 号
	電話番号	086-223-8811
	対応時間	月曜日～金曜日 8:30～17:00(土・日・祝を除く)

介護予防サービス支援契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

年 月 日

法人	住所	倉敷市東塚 5 丁目 4 番 16 号
	医療法人	和香会 理事長 江澤 和彦
事業所	所在地	倉敷市東塚 5 丁目 4 番 50 号
	事業所名	倉敷市福田高齢者支援センター

説明者 _____ 印 _____

介護予防サービス支援契約の終結に当たり、上記の説明を受け、同意を致します。

ご利用者名 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

代筆者名 住所 _____

(続柄) 氏名 _____ 印 _____